

仕 様 書

1 件名

発走審査用監視カメラの設置及びクラウドカメラサービスの加入

2 履行期間

(1) 監視カメラの設置

令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで

(2) クラウドカメラサービス

監視カメラ設置日から令和8年3月31日（火）まで

3 履行場所

大井競馬場 1400m発走地点等

※詳細な機器の設置場所については、事業執行課の指示を受けること。

4 内容

(1) 発走審査用監視カメラの設置

- ① 大井競馬場 1400m発走地点に設置された練習用発馬機の枠内および前後の様子を確認できる条件の位置に監視カメラを設置する。(別紙発走審査用監視カメラ構成案のとおり)
- ② 監視カメラの設置を完了する前に、カメラの画角が①の条件を満たしているか事業執行課の確認を受けること。
- ③ 監視カメラの設置場所は、入札書を提出する前に事業執行課に連絡を取り現地を事前に確認すること。
- ④ 停電からの復電時にはカメラが自動復旧できること。
- ⑤ ネットワークカメラの通信のためインターネット回線を1回線用意すること。
- ⑥ 監視カメラおよび無線装置は、下記の参考製品又は事業執行課より事前に承認を得た同等以上の機能を有するものとする。

No	品名	数量	参考メーカー・型番
1	ネットワークカメラ	1台	Panasonic・WV-S65301-Z1S
2	LTE 無線通信ユニット	1台	Panasonic・WV-PW510
3	ポール取り付け金具	1台	Panasonic・WV-QPL501-W

(2) クラウドカメラサービスの加入

- ① 設置した監視カメラの映像をクラウド上にデータを保存し、PC やタブレット端末等で閲覧することが可能なサービスに加入し、必要な初期設定を行うこと。
- ② 録画されたデータは HTTPS 暗号化通信され、外部からの悪意ある通信をブロックし、セキュリティ性を担保すること。
- ③ 加入するサービスは下記の条件を満たすこと
 - ・最大保存期間：3か月（92日間）
 - ・保存形式：H.264
 - ・解像度：VGA / HD / FHD で設定可能
 - ・ビットレート：512 / 1024 で設定可能
- ④ クラウドカメラサービスは、下記の参考サービス又は事業執行課より事前に承認を得た同等以上の機能を有するものとする。

※参考クラウドカメラサービス：Cameleo パナソニックコネクト株式会社製

5 注意事項

- (1) 監視カメラの搬入・設置に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 入札書を提出する前に事業執行課に連絡をし、現地を確認すること。その際に設置予定の監視カメラ及びクラウドカメラサービスを提示すること。
- (3) 作業日程は事業執行課と協議の上、決定すること。
- (4) 設置した機器の動作確認を行うこと。
- (5) 受託業務決定後、作業計画書(作業スケジュール)を速やかに事業執行課に提出すること。
- (6) 受注者は、監視カメラを設置する前に、設置予定場所が機能的に問題ないかの確認検証作業を行い、強固に設置するとともに、業務に支障が発生しないように調整すること。
- (7) 受注者は、監視カメラ設置後、簡易操作マニュアルを作成のうえ納品すること。
その際、クラウドカメラサービスの取扱い説明も併せて実施すること。
- (8) インターネット回線費用はクラウドカメラサービスの費用に含むこととし、令和8年3月分の1か月分を費用として計上すること。令和8年4月以降の契約については受託者と協議し別途契約する。
- (9) 受注者は、本仕様書に明記がなくとも施工上、機能上及び構造上当然必要と認められる軽微な修理や改善を行い、その費用に含むものとする。
- (10) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、契約担当と協議の上決定すること。
- (11) 上記(10)を除く契約履行上の打合わせに関しては、事業執行課と行うこと。
- (12) 受託者が競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は、事業執行課に速やかに報告すること。

6 支払方法

- (1) 監視カメラの設置に関する費用については、検査合格後、受託者の請求書に基づき完了払いとする。
- (2) クラウドカメラサービスに関する経費については、各月均等払いとする。

7 禁止事項

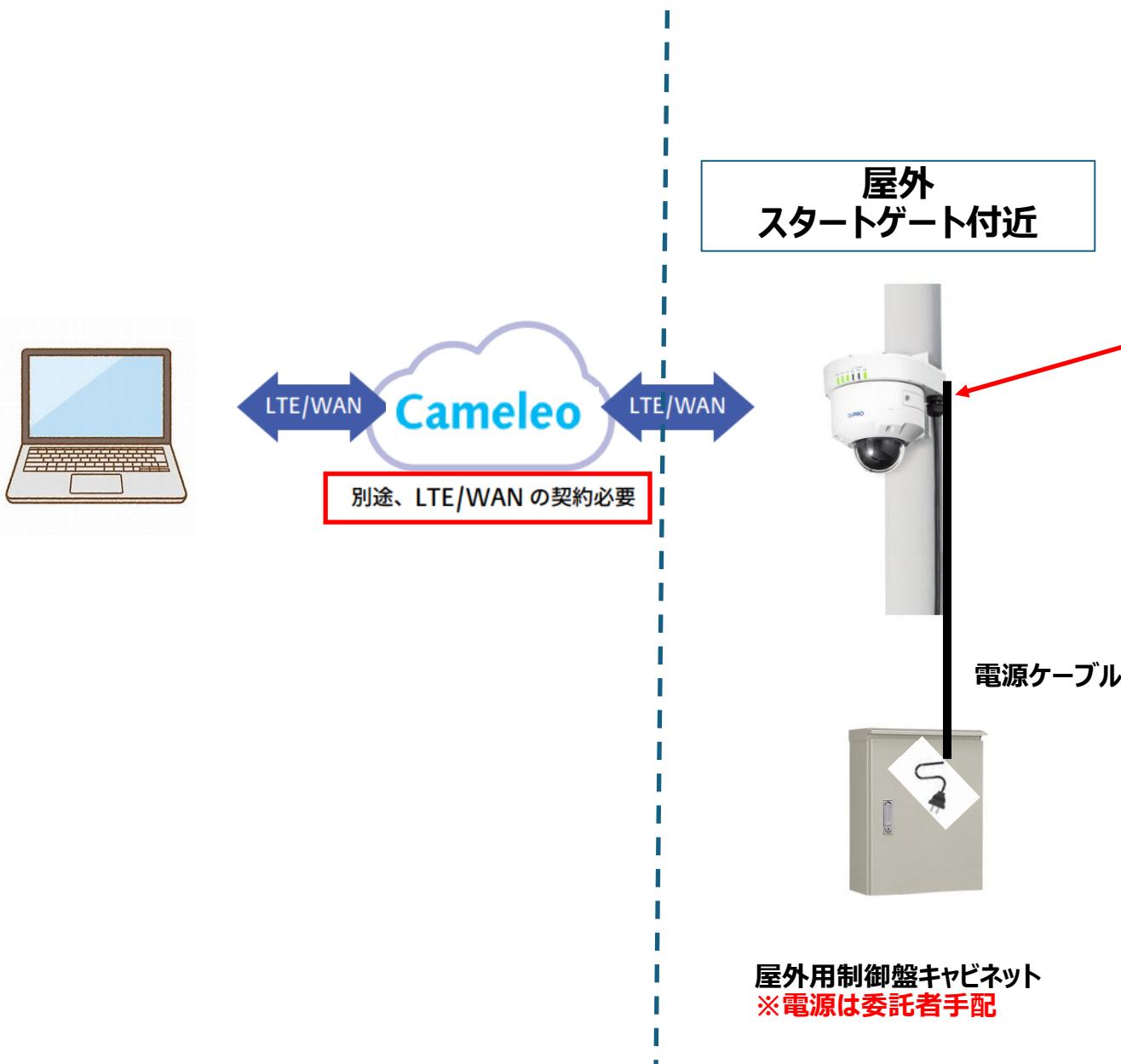
業務履行中に以下の行為の禁止を遵守させること。また、従業員、派遣者等(再委託先の者を含む)にこの禁止事項の周知徹底を図ること。

- (1) 大井競馬場その他関連施設において、発売している全ての勝馬投票券の購入及び払戻を行わないこと。
- (2) 業務を遂行するにあたり、知り得た情報等を外部へ口外しないこと。
- (3) その他競馬に関する不正又は不正と思われるような行為を行わないこと。
- (4) 別紙「情報セキュリティに関する仕様」を遵守すること。

8 連絡先

- | | | |
|-----------|-------------|--------------------|
| (1) 契約担当 | 経理課契約係 | (TEL) 03-3763-3953 |
| (2) 事業執行課 | 競走課競走業務係 金井 | (TEL) 03-3763-2167 |

発送審査用監視カメラ 構成案



ネットワークカメラ 屋外PTZ(WV-S65301-Z1S)
塩害仕様、光学ズーム **10倍**

+
ポール取付金具 (WV-QPL501-W)
+
LTE無線通信ユニット (WV-PW510)

情報セキュリティに関する要求事項

(基本事項)

第1条 この契約により、特別区競馬組合（以下「当組合」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による業務を行うにあたり、当組合が所有する情報資産の取り扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(定義)

第2条 この情報セキュリティに関する要求事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組み。

(3) 庁内ネットワーク

当組合内の情報システムにアクセスするために利用する有線又は無線による通信網及びその構成機器をいう。

(4) 情報資産

①情報システム（端末、外部記憶媒体、その他周辺機器を含む。）

②情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(情報セキュリティに関する要求事項等の遵守)

第3条 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いについては、この情報セキュリティに関する要求事項、当組合情報セキュリティポリシー及び仕様書等において定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いに関し、関係法令等を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報について、当組合の許可なく当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって入手した資料、データ、アカウント情

報、記録媒体等について、漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざん等から保護するため適切な管理を行わなければならない。

3 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合は、暗号化、十分な強度を備えたパスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等の対策を行い、特に厳重に管理しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(業務履行場所以外への持出禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(作業内容等の届け出)

第7条 受託者は、この契約による業務の遂行にかかる責任者、作業内容、作業実施者の氏名及び所属、作業実施場所について事前に当組合に届け出なければならない。

(庁舎内での業務)

第8条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の庁舎内において業務を行うときは、業務を行う者の所属、氏名及び作業内容等を事前に当組合に届け出ることとし、当組合が認めた場合を除き、当組合職員立ち会いの下で業務を行わなければならない。

2 前項の場合において、当組合の庁舎内において業務を行う者は、所属、氏名等を記載した身分証等を常に携行し、当組合職員から提示の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(従事者への教育)

第9条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当該業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育の実施に務めるものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、当組合の承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託又は請負先に、この情報セキュリティに関する要求事項を遵守させなければならない。

(情報システム、庁内ネットワーク等の使用)

- 第11条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の庁内ネットワークに受託者の端末等を接続し、又は当組合の管理する情報システムの端末を利用するときは、あらかじめ当組合に申請し、当組合の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により利用する端末等について、当該業務以外の目的に使用してはならない。
 - 3 受託者は、第1項の規定により利用する端末等について、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、第三者による不正利用を防止するため適切に管理しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の情報システムに係る特権アカウントを必要とするときは、必要とする権限、当該特権アカウントによる作業内容、当該特権アカウントを利用する者等に関する情報について、あらかじめ申請しなければならない。
 - 5 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合から情報システムに係るアクセス権限を付与されたときは、当該アクセス権限を遵守し、権限外の不正なアクセスを行ってはならない。

(情報資産の返還又は処分)

- 第12条 受託者は、この契約が完了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報資産を速やかに当組合に返還しなければならない。ただし、当組合から当該情報資産について廃棄する旨の指示があったときは、漏えいや不正利用を来さない方法により安全に廃棄しなければならない。

(報告等)

- 第13条 当組合は、この情報セキュリティに関する要求事項その他情報セキュリティ対策の取組状況について、受託者に対し定期的又は隨時に報告を求めることができる。
- 2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があるときは、速やかに当組合に報告し、その指示に従わなければならない。なお、この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(調査の実施)

- 第14条 当組合は、この契約による業務に係る受託者の情報セキュリティ対策の取組状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができる。
- 2 前項の場合において、当組合から情報セキュリティ対策の取組に関する改善の要求があつたときは、特段の理由が認められる場合を除き、速やかにこれに応じなければならない

い。

(情報セキュリティに関する要求事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第15条 当組合は、受託者がこの情報セキュリティに関する要求事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をする場合がある。

2 前項の規定により契約を解除したときは、当組合は受託者の名称及び違反事実を公表する場合がある。

(その他)

第16条 受託者は、前条までに定めるもののほか、情報セキュリティの確保に関して、業務上必要な措置を自主的に講じなければならない。

2 当組合は、前条までに定めるもののほか、この契約による業務の遂行における情報セキュリティの確保に関して、必要な対策の実施について指示することができるものとする。